

平成25年 第9回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成25年5月23日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成25年5月23日

東京都教育委員会第9回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第39号議案

東京都子供・子育て会議条例の制定に関する意見について

第40号議案

東京都公立学校長の任命について

第41号議案及び第42号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）

(2) 平成25年度教育庁主要施策について

(3) 平成25年度東京都立高等学校入学者選抜における「推薦に基づく選抜」の
実施状況について

(4) 平成24年度卒業式及び平成25年度入学式の実施状況について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋匡
委員	山口 香
委員	比留間 英人

事務局（説明員）	教育長（再掲）	比留間 英人
	次長	庄司 貞夫
	教育監	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	谷島 明彦
	指導部長	金子 一彦
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	前田 哲
	教育政策担当部長	白川 敦
	教育改革推進担当部長	出張 吉訓
	特別支援教育推進担当部長	廣瀬 丈久
	人事企画担当部長	加藤 裕之
（書記）	総務部教育政策課長	八田 和嗣

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成25年第9回定例会を開会します。

まず、取材・傍聴関係でございます。報道関係は、日本テレビ社ほか14社、合計15社から、個人は、合計9名からの申込みがございます。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——入室していただきますが、冒頭、日本テレビ社ほか9社、合計10社が頭撮りをやりますので、2分間よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回4月11日開催の第7回定例会会議録については、先日お配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認を頂きたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第7回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回4月25日開催の第8回定例会会議録が机上に配布されていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。よろしくお願ひします。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第40号議案から第42号議案までにつきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件について、そのように取り扱います。

議 案

第39号議案

東京都子供・子育て会議条例の制定に関する意見について

【委員長】 それでは、第39号議案、東京都子供・子育て会議条例の制定に関する意見について、説明を、地域教育支援部長、お願いいたします。

【地域教育支援部長】 第39号議案、東京都子供・子育て会議条例の制定に関する意見について、説明をいたします。

本件は、知事が子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、知事の諮問機関である東京都子供・子育て会議を設置する条例を第2回東京都議会定例会に提案するに先立ちまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく東京都教育委員会への意見照会に回答するものでございます。

まず、子供・子育て支援新制度について説明をいたします。資料の3枚目、別紙2を御覧ください。

資料左側に子育てをめぐる現在の課題及び子育てをめぐる課題解決のための方策を記載してございます。

子育てをめぐりましては、家庭や地域社会の教育力の低下、更には新聞等をにぎわしております深刻な待機児童問題などの課題を解決するために、子ども・子育て支援法を始めとします子供・子育て関連3法が平成24年8月に公布されたところでございます。これらの法律のポイントは、幼児期の学校教育、保育、地域の子供・子育て支援を統合的に推進していくことにございます。具体的には、幼児教育と保育を一体的に行う新たな幼保連携型認定こども園を創設すること、保育ママなどの家庭的保育等、補助対象でなかった事業についても補助の対象とすること、地域の子供・子育て支援を充実させることの3点を中心に、下に書いてございますように、待機児童などの問題を解消しようとするものでございます。

資料の右側を御覧ください。ここには子供・子育て支援新制度におきます国、都道府県、区市町村の役割を記載いたしました。

国は子供・子育ての全国的な基本方針を策定することになっており、区市町村がこの制度の実施主体となります。都道府県は、財政需要等を把握したり、教育の質を確保したりする「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、制度の実施主体でございます区市町村を支援する役割を担っております。都道府県子供・子育て会議は、知事がこの支援計画を策定するに当たり、意見を聞くべき諮問機関という位置付けでございます。

次に、条例案の概要を説明いたします。資料2枚目、別紙1を御覧ください。

本条例の趣旨は、東京都子供・子育て会議の所掌事務、委員、委員の任期について定めることでございます。

会議の所掌事務は、主に東京都が策定する「子ども・子育て支援事業支援計画」策定・変更の際の意見の答申でございます。

組織は25人以内の委員で構成することになっており、委員は、子育て支援に関する学識経験者や幼児教育、保育分野の関係者、子育て当事者等から知事が任命することになっております。

委員の任期は2年で、条例の施行日は本年7月1日でございます。

最後に、意見照会に対する回答案でございます。資料の1枚目にお戻りください。

東京都教育委員会では、「東京都教育ビジョン（第3次）」の主要施策17におきまして、幼稚園や保育所等における就学前教育の質の向上や小学校教育との円滑な接続を掲げているところでございます。したがって、本条例案につきましては、異議はないものと考えるところでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

東京都は何年まで子供の人口が増えるのでしたか。自然流入は別として、東京都だけが例外で増えているのですね。2025年だったかな。分かりませんか。

東京都だけは少し例外ですけれども、今申し上げたような全国的な少子化傾向をバックアップしようという考えもこのもとにあるわけですね。——分かりましたか。

【義務教育課長】 平成31年度がピークという推計でございます。

【委員長】 まだしばらく増え続けるということですね。

少し余計なことですが、フランスも一時少子化で非常に悩み、日本と同じように、子ども手当のような現金を出すことをやったのですが、全く効果がありませんでした。効果があったのは、今ここでやっているように、子育ての環境をすることです。託児所を十分に供給する、女性の働く機会を増やすということなど、環境を整えることが非常に大事だと思います。そういう意味ではよろしいのではないかと私は判断します。

よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件については原案のとおり承認をいただきました。是非積極的な施策をよろしくお願いいたします。

報 告

(1) 都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）

【委員長】 報告事項（1）都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）について、説明を、人事部長、よろしくお願いいたします。

【人事部長】 報告資料（1）都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）でございます。

本件は、4月11日の東京都教育委員会定例会で中間報告をさせていただきましたが、精査の結果、最終報告がまとまりましたので、御報告させていただくものでございます。

前回との相違点でございますが、「1 調査の内容・方法」の（6）備考のところでございます。アのところですが、平成24年度の体罰の実態を明らかにするため、この調査以外で同年度中に判明した平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に発生した体罰事案を追加しましたほか、第1次報告後、別添の基準に基づき、体罰の判断を改めて行うなど、内容を更に精査した結果、本日御報告する数値となっております。

また、今回は、体罰の原因、本人の意識などを区市の教育委員会の協力を得まして、できる限り調べさせていただきました。

また、体罰調査委員会を設置いたしまして、都立学校で発生した重大な体罰を事例とし聞き取り調査を行い、体罰の原因や背景を深く分析しております。

それでは、「2 報告数」でございます。全体で502校、983人の教員等による事案が報告されました。学校別報告数は御覧のとおり、中学校からの751人が全体の4分の3を占めております。このような状況でございました。

次のページをおめくりください。「2 報告数」、申告者別報告数の内訳でございますが、上から3つ目、4つ目、児童・生徒本人、他の児童・生徒からの情報が6割以上ありまして、今回の体罰の発覚に大きく寄与しておるところでございます。

その下、「3 報告の内容」は、報告された行為の程度を分類し、体罰であるか否かを整理した表でございます。

①がたたく、蹴るといった体罰と認定すべき行為、これを行った人数は合計で182人。例年で30件から40件ぐらいの体罰の報告があるものですが、大きな数値となったと認識しております。

②、体罰には至らずとも、不適切・行き過ぎた指導であると認定したものは、ア、身体に対するもの、イ、発言・行動によるものに分かれまして、合計539人となっております。

③は指導の範囲内と分類したものでございます。これは指導を浸透させるためにやむを得ず行われた行為で、指導の範囲内と認められるであろうと判断したものでございまして、合計で117人でございます。

④は非該当、報告された事案が事実ではなかった、あるいは正当防衛的な行為であったといったものは142人ございました。

合計で983人の事案でございます。

次のページをおめくりください。

「4 体罰の内容」は、今回体罰と認定した、先ほどの①の182人の状況につきまして（1）から（9）の観点から校種別に数をまとめたものでございます。

（1）行為者別の体罰の状況ですが、教職員、外部指導員、卒業生・上級生の別を

示しました。当然のことながら、教職員が多く、153人となっております。

(2) 体罰を受けた児童・生徒は合計で509人ございました。

(3) 場面別の体罰の状況ですが、授業等の教育活動中、部活動中で、全体では、95人の授業等の教育活動中が過半を占めますが、中学校、高等学校について言えば、部活動中の体罰が多いことが分かります。

(4) 場所別の体罰の状況ですが、教室、体育館、校庭の順に多くなっております。

次のページをお願いいたします。

(5) 体罰の態様、どういう形態で行われたかということです。約6割がたたく、殴るというものでございます。たたくが88人、殴るが9人、物でたたく、殴るが11人、たたく・殴る及び蹴る等の複合が28人、大体手で行う体罰が全体の4分の3になります。

(6) 児童・生徒に傷害を負わせた事案、合計31人が傷害を負わせたものであります。真ん中以下、骨折、歯牙破折、鼓膜損傷それぞれ2人ずつある状況でございます。

次のページをお願いします。

(7) 体罰に対する認識を聞き取らせていただきました。一番上、感情的になってしまった65人、その下、言葉で繰り返し言っても伝えられなかった49人、この2つは、体罰行為であるとは理解していたにもかかわらず、最終的に感情的になってしまって、行為を行ってしまったものでございます。この2つを合わせまして約6割でございます。こうした行為者に対しては、言葉で指導する力を付けていかなければならない、指導力を付けさせていくことがまず第一であると考えております。

その下が少し問題ですけれども、体罰とは思っていなかったが32人、人間関係ができていたので許されると思った18人、体罰を行う以外考えられなかったとごく自然に体罰を行っている方が8人、高い成績、成果の期待に応えようと思ったケースが10人で、この4分類で約4割になります。これは体罰に対する認識が低い、体罰を正当化していることが考えられまして、誤った指導観を持っているのではないかと考えます。こうしたものを改めさせなければならないということでもあります。

(8) 体罰に至る原因は、体罰に至る経緯の生徒側の状況別に見たものでございます。態度が悪い、指示に従わないが多いです。そのほか、技能・知識が求める水準に達しない、意欲が求める水準に達しないということで、教員側の要求レベルが高いことによる事案もあります。

(9) 体罰事案の把握のきっかけでございます。表頭の182人に限ったものの内訳です。児童・生徒からの情報によるものが多いということでもあります。

次の6ページをお願いします。

(10) 体罰を行った回数別、対象人数別の状況を表にしたものでございます。縦に1回、2～4回、5回以上となっておりますが、総じて多いのは1回のみ、それも被害生徒1人に対して行った86人が全体の約半数でございます。2～4回、1回のみ、一つの場面のみであったものが6割を占めておる状況でございますが、数多くやっている者もいる状況でございます。

(11) 体罰の態様別、場面別の状況で、授業等の教育活動中か部活動に分けたものでございます。部活動中について見ますと、蹴るという行為の比重が少し高いかということが見て取れます。

分析は以上でございまして、今回得られたデータを更に分析し、今後の対策に生かしてまいります。

次に、先ほどお話しした体罰調査委員会がまとめた報告書の概要について御説明させていただきます。別添の冊子「体罰調査委員会報告書」を用意させていただきました。今日は概要版で御説明をさせていただきます。

この委員会は2月21日に第1回を行って以来、5回にわたる検討を重ねてまいりました。全体の体罰把握調査の一部として行っておる委員会でございます。

左上の目的・構成のところでございますが、都立学校において今回の調査の中で発覚した重大な体罰を素材とし、体罰の発生原因であるとか、発覚まで秘匿されやすい背景などを解明し、課題を明らかにすることを目的に設置したものでございます。外部有識者として、日本女子大学教職教育開発センター教授の坂田仰氏、学校におけるコンプライアンスが御専門の先生でございます。それから、教育問題に詳しいジャーナリストで、元読売新聞論説委員の勝方信一氏の2人の委員に参画していただきまし

て、教育庁次長を委員長といたしまして、多角的に検討をしてきたものでございます。

調査対象でございますが、反復・継続的に行われていた体罰、被害が広範に及んでいるものなど、重大な体罰に該当する事案として検討の結果、4つの都立高校の体罰事案を対象として検証してまいりました。

調査方法等でございますが、各調査対象校に都立学校経営支援センターの管理職を中心とする体罰調査チームを編成し、学校に直接派遣をして調査しております。この体罰調査チームは、外部有識者である臨床心理士、地元の方になりますけれども、学校運営協議会の方を含めて、調査に協力していただいております。校長・副校長、教員、外部指導員、生徒、保護者等、場合によっては卒業生から聞き取り調査を行いました。

4つの事例でございます。雪谷高校の外部指導員、野球部の監督でございます。この学校は、平成15年に甲子園に出ておりまして、部員100人近くがいる都立の中でも野球の強豪校でございます。当該外部指導員は、15年以上こちらの学校で指導に当たってきた状況でございます。部員5名の頬を平手で1回たたいたほか、部員1名の頬を平手で5回たたくとともに、膝蹴りをした。さらに、部員1名の頬を平手で1回たたくといった行為がありました。感情的に体罰をしてしまった。保護者は、外部指導員に対しては生活面の指導までも期待していた状況がございました。それから、経験豊富な外部指導員に対しまして、顧問教諭等が意見しにくい状況があったことが報告されておりました、このような事案でございます。

次に、片倉高校の教諭、女子バスケットボール部顧問でございます。この女子バスケットボール部は、最初は同好会レベルでスタートしたのですが、この教員の指導により力を付けていった背景がございます。練習試合の際に、部員6名に対して平手で頬をたたいたという行為でございます。この教諭は、新規採用後間もない状況でございます。言葉による指導に未熟さがあった状況がございました。それから、教諭自身の学生時代の体罰経験については肯定的な受け止めをしていることが分かりました。チームが実力をだんだんに付けてくる中で、生徒側にも体罰を受容する意識も存在した事案がございました。

保谷高校主任教諭、野球部の顧問でございます。保谷高校はスポーツ推薦がございます部活動が盛んな学校でございます。この教諭自身も甲子園出場の経験がある状況でございます。部員延べ8名に対して、練習試合中又は試合後に足で蹴ったほか、36名に対して学校の外周50周、約40キロを走らせた事案でございます。顧問教諭の体罰に対する認識の甘さ、蹴っていることを足で押すと表現して正当化しているなどが見られました。また、生徒に対して合理的な説明なしに厳しい練習を求める理不尽さも見られました。野球の専門性を有する自負から、絶対的な支配関係の中、生徒を指導しますが、信頼関係がない状況もございました。このような事案でございます。

国分寺高校外部指導員、サッカー部コーチでございます。国分寺高校も平成13年には関東大会に出る強豪チームでございましたが、平成24年からは2部リーグに降格している状況で、100人以上の部員がいる状況、この指導員は17年間、この学校で指導に当たっていた状況です。部員に対して、至近距離からサッカーボールを蹴って足に当てる、暴言を吐く、お尻を軽く蹴るなどしたものでございまして、体罰に対する認識の甘さ、成績低迷への焦り、学校との関係の希薄さなどへの不満が見られております。この外部指導員に対しては、学校からの明確な委嘱がない状況でございました。

以上のような学校の状況を検証し、解決すべき課題、4つの事案で200人近くの対象者から丁寧に聞き取りを行った結果、以下のとおりの課題が浮き彫りとなってまいりました。

まず、体罰を行った顧問や外部指導員の認識・考え方についてでございます。体罰に対する認識不足、自らの行為を体罰と思っていない、挨拶代わりだ、喝を入れるためなどの考え方が見られます。分かりやすい言葉で伝えていく、指導していく力が不足している教員、コーチとしての未熟さ等による原因があります。4つ目ですけれども、期待に反する生徒の行動等に直面した場合に、感情のコントロールが上手にできていない。こうあるべきという固定観念が強過ぎるという傾向が見られました。それから、生徒との関係を信頼関係があると一方的に思い込んでいることも一つの原因であると考えられます。

真ん中、生徒や保護者の認識・考え方ですが、2番目、保護者が子供の成長や勝利を期待し、体罰を受容してしまうという意識が多く見られました。また、生徒も自分

が悪いから仕方がないなどと考えて、体罰を受容しております。保護者ですが、家庭で行うべきしつけを学校に期待しているなど、生活指導を親代わりとして捉える意識もございました。

最後に校内体制です。管理職の課題意識の欠如はあるとして、豊富な経験や実績のある顧問等に対しては、他の先生方が意見しにくい状況があることもわかってまいりました。それから、学校と外部指導員との関係において、責任と権限の所在が曖昧な状況もあることがわかってまいりました。

こうした課題を認識しましたので、本委員会は右のような解決策を挙げています。

まずは、左のような指導者の意識を改革すべきであるということで、言葉による指導力を付けなければならない、研修をする必要がある、場合によっては、心理学的、医学的なアプローチで何らかの研修プログラムを開発する必要もあるのではないかという意見もあります。それから、生徒や保護者への理解啓発の促進。それから、ここまですべてが体罰、ここからは指導だという線引きが徹底されていないこともありますので、これを具体的にしていかなければならないこと。それから、組織的な指導体制、指導者間の連携の確保が必要だということ、先ほど言った外部指導員の管理の適正化などでございます。

こうしたものを中心に8月までに部活動指導の在り方検討委員会で具体的な解決策を検討してまいりたいと思います。

体罰調査委員会の報告は以上でございます。

次のページをお願いいたします。

「6 都及び区市町村教育委員会の主な取組」を記載しております。左上、東京都教育委員会の取組のほか、区市町村でも様々な取組が行われておりまして、(1)で教育委員会メッセージの発信、「いじめ根絶・体罰によらない学校宣言」の公表、(2)で研修の実施、(3)意識啓発、(4)誓約書・確認書の提出などの様々な工夫を区市町村でも取り組んでおるところでございます。

「7 今後の対策」でございます。現在審議中の部活動指導の在り方検討委員会により、総合的な対策を検討しておりまして、現在も検討中の対策の柱が幾つか並んでおります。二つ目の丸、全ての顧問教諭を対象とした部活動の基礎的な指導技術、部

活動を運営したことがない先生が多いということで、そうした運営方法を学ばせる研修などを行いたいと考えております。その下、再発を起ししやすい方に対する再発防止プログラム、これが先ほど言った精神医学、心理学の観点からのアプローチでございます。それから、児童・生徒、保護者への啓発活動を行いたいと考えております。

そのほか、全校において体罰根絶に向けた取組の実施として、7月を体罰防止月間として、全校で研修等を行いたいと考えております。

今後の体罰実態調査でございますが、体罰根絶に向けて、児童・生徒への調査を含むこの調査を継続し、実施をしていきたいと考えております。

次の9ページから11ページまでは表となっております。体罰を行いました先ほどの①の182人が属する学校名と場面、行為者、回数、傷害の有無がわかるようにまとめた一覧表でございます。都立学校が28校、区市町村立が102校載っております。複数行っている学校もあるので、182人と数は一致しません。黒丸印の付いているものが、一つには傷害を負わせてしまった事案、二つ目として体罰を行った回数が多い、おおむね5回以上、あるいは危険な行為をしている事案、体罰の程度が著しい事案を示しております。これらの事案については、12ページから14ページまで別に概要を掲載しておるところでございます。

最後、15ページには、今回の調査をまとめる上で、報告のあったそれぞれの行為が体罰に当たるのか、不適切な指導なのかなどを区分するために今回作成した基準表でございます。これにより東京都と区市町村教育委員会が協力をして、同じ土俵で体罰に当たるか否かの分類作業を行ってまいりました。

今回の調査結果と学校名を公表することによりまして、東京都と区市町村と各学校がそれぞれの立場で説明責任を果たしていき、東京の教育現場から体罰を根絶する第一歩としたいと考えております。今後とも区市町村教育委員会と連携して全力で取り組んでまいります。

御説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

【乙武委員】 詳細な調査をありがとうございました。今のデータなどを拝見し

て、2点感じたことがありました。

1点目は、最後に提示していただいた15ページの体罰の分類が、やはり重要になってくるのかというのを非常に強く感じております。と言いますのも、私もこれまでメディアで体罰の根絶を強く訴えてきているのですが、そのたびに、いや、でも、必要な場合もあるのではないかという意見が必ず出てくるのです。そのときに、やはりこうした分類がはっきりとして出されていれば、いや、あなたがおっしゃっているのは、それは体罰に入りません。我々が根絶しようと思っているのは、こういう行為ですということをはっきりと伝えることができると思うのです。

また、現場の先生方に対しても、いや、全部を体罰とされてしまうという御意見が根強くあるようなので、それに対しても、このようなものがはっきりとあると、あっ、ここまでは指導の範囲として認められるのだという安心感を持って、では、ここから上の体罰に関しては、きちんとしないようにしなければいけないという線引きがあると、多分現場の先生方にとっても有り難いのかということ強く感じております。それが1点。

もう1点は、資料の何枚目でしたでしょうか、体罰が行われた場所があったかと思うのです。何百件と起こっている事例のうち、職員室での体罰がわずか1件しかない。これがかなり私は興味深いデータかと思っております。やはり何だかんだ言っても、皆さん、やってはいけないと分かっているのです。だから、人の目があるところ、ほかの先生方の目があるところではやらないのです。すごく対照的なのは、生徒指導室では6件も起こっている。密室だと、どうしても感情的になったときに、そのまま暴力にまで結び付いてしまう。このようなことが読み取れるのかと思うのです。

ですから、そのような意味で、体罰調査委員会のまとめてくださった今後の方針の中での公益通報制度など、密室で指導が行われた場合でも、すぐにオープンになるのですよと。こういう制度が整っていくことは、この数を減らしていく上でも大変意味のあることではないのかという2点を感じました。ありがとうございます。

【山口委員】 今回出ていない中で、もしかしたら調査の中でもう調査が行われているのかもしれないのですけれども、例えば、教員の経験年数とか年齢ですとか、そのようなものによって、もしかしたら指導力に何か違いがあるのかとか、そのような

ことがもし傾向として見られれば教えていただきたいということがまず1つです。

それから、今後の取組に向けてですけれども、もともと部活動で行われている体罰が非常に多いということで感じたのです。スポーツというのは、実は勝利を求めたり、結果を出すためには、ある程度自分の感情であったり怒りをいかにコントロールするかというのがすごく重要な要素です。ですから、恐らく指導者に対しても、自分の怒りを——怒るといのは人間の自然な行為なので、これはある種仕方がないことです。それは先生もそうだと思うのですけれども、かっとしたときに、いかにその怒りをコントロールするか。それは子供たちも同様です。生徒も先生に言われて、怒られたことをかっとする。そのことに対してどうコントロールしていくか。それもスポーツの指導の一つだということを、是非御理解いただくような研修ですとかが必要になってくるのかという気がいたしました。

もう一つは、指導に従わない、言ったことをやらないということが私たちが指導していても感じるのです。ただ、そのときに、実際に子供たちが理解しているのかしていないのかというところが、要するに、言っていることが分からないと、そこにずれが生じるのです。また、そのずれはたくさんあって、先生が求めている、指導者が求めている目標設定と子供たちが求めている目標設定にずれがあると、当然求めているものに到達しないとか、する気がないとか、もともと前提が違っていると、どうしてもずれが生じる。そのようなところを是非研修などでは丁寧に先生方に理解していただくようなことが必要なのかと思います。

後もう一つは、どのスポーツレベルでも同じだと思うのですけれども、成功体験があることが体罰であったり、暴力であったりということを肯定していく傾向が、生徒の側も保護者の側も指導者の側も非常にある。これも一つ大きなポイントかと思えます。スポーツが求めるもの、部活動が求めるものは、実際には何なのかということ、それぞれの親であったり、子供であったり、指導者にもきちんと理解をさせることが体罰撲滅であったり、根絶というところにつながっていくので、すぐにはなかなか進まないと思うのですけれども、粘り強く是非いろいろなところからアプローチをしていただければと思います。

【人事部長】 御意見ありがとうございます。研修等、力を入れてやっていきたい

と思います。

御質問があった経験年数に関してでございます。今回、経験年数等は取り切れていないのですけれども、これまで三、四十件の毎年のケースで感じていたのは、ものすごく若手の張り切っているときはやらないのです。ところが、少し慣れてくる30代になってくると、急に体罰者が増えてくるというのがこれまでの経験で分かっております。だから、指導力不足であっても、すごく一生懸命やっているときはやらないのだけれども、慣れと指導力がまだ伴っていない場合には出てしまうのか。それから、50代もまた多いのです。これは自分の指導が通じなくなっている可能性もあります。そうしたのがこれまで分析した結果でありました。申し訳ありませんけれども、今回は細かい分析はまだできておりませんので、今後調べていきたいと思います。

【山口委員】 ありがとうございます。私が想像していたのと同じお答えだったのですけれども、ただ、50代の先生方とか指導者の方が増えるというところと言うと、今はもう本当に社会の流れが速いので、そのようなことを先生方が自分たちが育ってきた環境ですとか社会の中での価値観、倫理観で考えると、やはりその辺に大きなずれが出るのかということもあるので、その辺りも分析されたことを是非先生たちにバックさせると、こういうことが生みやすいですよということを研修等で生かしていただければと思います。

【人事部長】 分かりました。ありがとうございました。

【内館委員】 体罰に至る原因ですとか、体罰を行った顧問や外部指導員の認識、考え方は、もちろんここに挙げられていることは当然あると思うのです。映画を作るとか小説を書くとかのときに、こういう登場人物を出すときに、ここに挙げられただけの原因では、すごく頭の悪い馬鹿な主人公になってしまうわけです。こんなの成立しませんよ。

例えば、4ページのところに生徒が受けたけがの事案のところに火傷^{やけど}というのがあるでしょう。これは、誰か架空の登場人物、主人公にやけどをさせるという設定を作るときには、これは絶対一生懸命やらせようとか、分かりやすい言葉で伝えたいのに言葉がないとか、いろいろなことだけでは、とてもこんな馬鹿な人間、お金を払って映画なんか誰も見に来ませんよ。

そうすると、作家が考える場合は、恐らく生徒や学校とは全然別のところに一つ原因があるのではないかという気がするのです。私は、いじめだとか体罰のニュースを聞いたり見たりするたびに、やった人たちの裏に、このこととは全く別の原因があって、家庭的な問題だったり、会社に勤めている外部指導員であれば、会社で非常に面白くないことがあるとか、同期だけが偉くなって、俺がなれないとか、そのような何らかのことがあって、その鬱憤が少し弱い者にいつているのではないかという嫌いがしてしょうがないのです。そうすると、主人公に作った場合もばあんと一本つながってくるわけです。

テレビで体罰の、ぼやかした映像でしたけれども、見たときに、小突くとかたたくとかいう問題ではないのです。吹っ飛ぶぐらいやっているのを私は見たわけです。そうすると、これは後ろにそういうことがあるのではないか。そうすると、国分寺高校の外部指導員が学校からの委嘱がないもので、関係の希薄さに起因する焦りがある。このようなことも、直接の引き金になるものが裏にあるのではないかという気がしてしょうがないのです。

そうすると、これを弱い者いじめとして、特におどおどしたりする人には幾らでもやりたくなるでしょうから、そうやってやったときに、生徒が自分が悪いと考えてしまう。生徒が自分が悪いと考えてしまって、またやられて、また考えるという、これはよく信じられない犯罪にありますね。みんな一室にけだもののように入れられて、ろくに御飯も与えられずに、鎖で縛られたりしながら、いつの間にか殺されていたなんていう信じられない事件が幾らでも起こるわけです。ああいう心理に子供がなってしまうのではないだろうかという不安がすごくあるわけです。

ですから、解決すべき課題、認識、考え方、体罰に至るまでの列挙された原因を当然一つずつ潰していくことはもちろんですけども、その人の置かれている環境とか、学校以外の状況をもう少し注意してもいいのではないかという気がすごくいたします。恐らくこれは、単に技術をアップさせるためだけでここまでやらないだろう。

もう一つ伺いたかったのは、先ほど申し上げたやけどをさせるというのはどうやったのですか。ライターで火でも付けたのですか。

【人事部長】 やけどの件はプール指導でございまして、真夏の暑いプールサイド

に、遅れて来た子供を30分程度正座させて、足の裏が熱くなってやけどのような症状になったというケースでございます。

【内館委員】 分かりました。でも、それはそこにいれば、大変な熱さになることは先生自身も分かっていますね。これは何年生がやられたのですか。

【委員長】 中学2ですか。

【人事部長】 先生は、正規教員ではなくて、女性の時間講師でありました。

【内館委員】 中学校ですね。

【人事部長】 中学校です。

【内館委員】 分かりました。

【竹花委員】 5ページの(7)体罰に対する認識ですけれども、こういう分類は、調べた東京都教育委員会の側でこのように分類したのですか。というのも、言葉で繰り返し言っても伝えられなかったので、感情的になってしまったというのはしばしばあると思うのです。これはどういう分類なのですか。

【人事部長】 これは追加的に調査をしたもので、今回は全体の案件を見て、大きく大体このような区分に分類されるということをまず箱を作りまして、そこに区市町村から更に聞き取ってもらって入れたものでございます。

【竹花委員】 参考的に見るという程度の精密さだと考えればいいのでしょうかけれども、体罰とっていなかったのがこれだけの数があったということだとか、人間関係ができているので許されると思った。このデータが一つ大きな、あるいは高い成績ですね。ここら辺が出てきているところが我々がよく考えていくところだろうと思います。

182人の先生方をいろいろ調査されて、調査の段階では、自分のやった行為についてどのような認識でおられるわけですか。

【人事部長】 この182人については行為を認めております。体罰であったことが確認されております。当然反省をしておるところです。

【竹花委員】 それは反省をしておられるわけですか。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 そこでの特異な発言はありませんか。これは許されませんかねとい

う感じはないのですか。

【人事部長】 当初そういう反応をされた方もいたそうです。体罰とっていなかつたという認識を持たれる方は、日頃からそのように接しているのでしょう。この程度を体罰とっていなないのでという反応も当初はありましたが、こういうものが体罰であるぞということで、基準も示しながら粘り強く確認をしていった結果、全員が体罰であると認めて反省をしております。

【竹花委員】 それから分かれば教えてほしいのです。182人の案件について、平成24年4月からのものですがけれども、かなり前から同じようなことをやってきたという先生たちはどれぐらいおられますか。

【人事部長】 繰り返してございますか。

【竹花委員】 ええ。

【人事部長】 5回以上の者が14人ということでもありますので……。

【竹花委員】 それは平成24年度中……。

【人事部長】 平成24年度の方ということです。平成24年度の中で5回以上。

【竹花委員】 前から大体このようにやってきましたという方が182人の中でどれぐらいおられますか。

【人事部長】 平成24年度以前のところについて発言があった方はごく少数でございました。ただ、こうした繰り返し行う者については、その疑いはあるのではないかと考えます。指導のスタイルになっています。

【竹花委員】 そこはいいです。調査の範囲外だったのかもしれませんが分かりました。

外部調査委員会の報告書の4件の事例です。いずれも高校ですがけれども、この4件は体罰があったことの探知は何だったのですか。

【人事部長】 これはこの調査でございます。

【竹花委員】 いや、調査というか、誰がもたらしたのですか。

【管理主事】 別途に行われましたアンケートの中で、生徒の中から体罰があったということでございます。

【人事部長】 生徒側からの情報でございます。

【竹花委員】 生徒側からのものなわけですか。そうすると、この4件はかなり長い間行われてきたことだと考えていいわけですね。

【人事部長】 外部指導員は長くこの学校で勤務しておりましたので、確認は取れておりませんが、想像はできます。

【竹花委員】 高校側は、この問題について把握しているかどうかについては、体罰調査委員会では調査をされましたか。

【人事部長】 これは体罰調査委員会で確認しました。こういう認識がこれまでなかったということです。

【竹花委員】 国分寺高校の外部指導員に対して、委嘱せず指導員をやらせていたことについて、学校側は何を言っているのですか。

【人事部長】 外部指導員という明確な制度にのっとってやっているものではない、例えば先輩が毎週部活動に支援に来ているとかというものもあれば、このように長く手伝ってくれている。謝礼が保護者会から出ていたという事案です。

【竹花委員】 保護者会から出ているわけか。

【人事部長】 そうしたような私的なお約束で来ているケースでございました。

【竹花委員】 そこら辺の在り方についても、学校の部活動として行われる限りは、もちろん保護者会から出されることはあってもいいのかもしれませんが、学校側の了解の下にきちんと行われることが大事だろうと思います。というのも、これは国分寺高校の管理者が責任を問われている事案だと私は思います。そういう認識も高校側で持っていないことについて、きちんとした対応が必要かと思います。そのような点についても、体罰調査委員会の報告書は触れているのですか。曖昧な状態であったことが指摘はされているわけですね。今後、部活動指導の在り方検討委員会で少し考えなければならないと思います。

もう一つは、毎年30ないし40件、この種の体罰事案が東京都教育委員会に報告されていることでもありますけれども、そうした30件、40件と比べてみて、今回の調査は同じような傾向だと考えていいですか。今年の調査をやってみて、従来と少し違う、あるいは我々のこれまでの対応からすると、ここら辺が少し分かっていなかったとか、そのようなところがありますか。

【人事部長】 東京都教育委員会に対する報告がないものがこれだけあったのだということで、少し驚いています。こうした案件の中で、区市町村教育委員会で注意を与えていたり、あるいは校長が指導という形で注意を与えていたものは、この中に幾つかありました。

【竹花委員】 それが東京都教育委員会にもたらされていなかったということですか。

【人事部長】 東京都教育委員会に上がって来なかったものがあるのだということのを改めて再認識したものでございます。ですから、少なくともこれからも体罰は報告させるということになるわけですけれども、どのようなルールで区市町村教育委員会から報告を上げさせるかについては、きちんと形を作りたいと考えています。

【竹花委員】 それはまた別な問題も少し関与してきますけれども、今回こういう調査をして、大体こんな状況なのかということが私たちにも見えてきたように思うのです。そういう意味では、今回の調査は非常に意味があったと思います。

あと、この182人の先生方に対する人事上の措置はどうされますか。先生たちばかりではないから、外部指導員もおられますので、あるいは卒業生もおられます。これは処分の対象外でしょうけれども、どのような対応をされますか。

【人事部長】 サービス事案的な処理は必要でございまして、体罰に当たるもの、不適切な指導に当たるものについては、何らかの注意を与えていかなければならない、体罰を行った者については、場合によっては措置や懲戒処分という形になるものもありますので、厳正に処分してまいります。

【竹花委員】 これまでもそれなりに一定の基準に基づいて懲戒処分や行政上の処分を行われてきたと思いますので、それが適切に行われるように、ここまで精査したものでしょうから問題ないと思いますけれども、その結果も報告をしてください。よろしく願いをいたします。

【人事部長】 はい、分かりました。

【竹花委員】 それから、こういう重大な事案4件、体罰調査委員会は高校側をやりましたけれども、区市町村の調査の中で、中学校のレベルではこういう重大な事案はなかったのですか。

【人事部長】 傷害を負わせた事案は別として、14ページに事案の概要を付けたものが、区市町村立では8件ございました。小学校でも児童7名に対して頭をたたいたりしたというケース、中学校はやはり多いです。顔面にボールを押し付ける、柔道の払い腰のようにして転ばせたなど、各地区から体罰の中でも回数が多いものをここに掲げさせていただいております。

【竹花委員】 少なくともこういう重大な案件については、それぞれの中学校や関係区市町村の教育委員会において、事案の発生した背景ですとか原因ですとかを究明するような努力をしておられるわけでしょうか。

【人事部長】 はい。今回調査に協力させていただいて、事案の究明を上げて来ていただいております。今後、事故という扱いになると思いますので、そうした中で、厳正に処理をしていきたいと考えます。

【竹花委員】 そうですね。東京都教育委員会の場合は、私も本でしか存じ上げませんけれども、外部の坂田先生という非常に客観的に学校のコンプライアンスと申しますか、学校における刑事事案に関わる、あるいは法律上のトラブルに関わる問題について系統的に勉強して、立派な御本も何冊も出されておられる方で、私も少し読ませてもらいました。そういう非常に経験のある方を入れて調査したことは、私はすごく良かったと思います。

区市町村の教育委員会においても、これらの事案については、もう少し検討するのであれば、東京都教育委員会の体罰調査委員会の報告書も参考にさせていただきながら、しっかりとした検討をするように、関係の区市町村教育委員会を御指導いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございました。

2つ質問があります。7ページが一番右に課題解決に向けてということで問題を整理してあります。こういうものを各学校に徹底するために、研修は従来のスタイルでやるわけですね。私が思うに、体罰の問題は、従来型の研修ではなかなか成果が出ないのではないかと思います。先ほど内館委員も少しおっしゃったように、従来の研修とスタイルを変えてみる、何が効果があるかというのは、私も今すぐには答えられませんが、そのことも少し考えていただく必要があるのではないかとというのが1

点です。

もう一つ、竹花委員から今、坂田先生のお話が出ましたが、本来は国がやるべきことだと思うのですが、体罰の問題は、我が国でずっと伝統的に続いてきた問題です。ということで、例えば心理学者その他、日本には余りいないのだと思うのですが、東京都が率先してそういう学者の方を探してリードしていただくことを考えるべきだと思います。体罰は、体罰をする人の心理的な内面にまで踏み込まないと、問題が解決しないのではないかと考えています。ですから、対症療法ということではなくて、どうしてこういう問題が起きるかということ国に先駆けて、東京都が何人かのスペシャリストに依頼して、少し長い時間をかけて検討していただいてみてはどうでしょうか。前からそれは考えていたのですが、国がなかなか動かないものですから申し上げました。局所的にはやられているようですが。

【人事部長】 ありがとうございます。お答えになっているかどうか分かりませんが、けれども、部活動指導の在り方検討委員会で現在検討中でありまして、この中には、明治学院大学心理学部教授の阿部先生であるとか、国立精神・神経医療研究センターの松本先生であるとか、そちらの心理的な専門家も交えて検討しております。今後、その先生方と良い関係ができれば、継続的にやっていけるのではないかと思います。

【委員長】 そうですね。よく相談していただいて、根本のところまで掘り下げて考えるということもやってみたらいいのではないかと思います。是非よろしく願いしたいと思います。

【竹花委員】 確認ですけれども、部活動等ではない、授業等の教育活動中のということですが、これはみんなスポーツに関わるものですか、それとも文科系のものも含まれているのですか。

【人事部長】 今回の調査は幅広く、普通の授業中における体罰等も範囲に入っております。スポーツに限りません。

【竹花委員】 これはスポーツに限らないわけ。部活動をめぐってはどうか。これは文科系の部活動もありますか。

【人事部長】 ありました。文科系の部活動でも……。

【竹花委員】 それはどれぐらいの数ですか。

【人事部長】 今、データを持ち合わせておりません。ただ、運動部系中心ですけれども、少ないですが、文科系の部活動でも、指導に従わないケースがあります。

【竹花委員】 授業等の教育活動中の中で、体育の授業以外のものも結構あるのですか。

【人事部長】 約半分が授業活動中でございます。

【竹花委員】 いやいや、授業等の教育活動中は体育の授業以外のものが多数を占めるわけですか。

【人事部長】 体育に限らないです。

【委員長】 多数は占めないのでしょうか。

【竹花委員】 どれぐらいの比率ですか。

【人事部長】 何の授業かというところまでは、実は……。

【竹花委員】 いやいや、僕が聞きたいのは、スポーツ系でいくと、すぐ結果が見えるそういうものが中心なのか、それとも普通の授業のものなのか。それはまたかなり対応が変わってきますので、対策が随分違うのだらうと思うのです。

【山口委員】 場所別で言うと、教室がかなり、そうですね。体育ではないということですね。

【竹花委員】 教室がかなりのものです。教室が42人ですが、95人のうちの半分だものね。

【教職員サービス担当課長】 授業中に関してでございますけれども、体育の授業中は、どちらかというと、少ないような状況でございます。教室の中で授業中に、生徒の態度が悪いとか、理科の実験中に、器具を粗雑に扱っているので、感情的になって体罰に至ったとか、そのようなものが多数を占めております。

【竹花委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

私は、もう1点追加してお願いをしたいのは、先ほど山口委員がおっしゃった、例えば部活動をやっている人の意識、先生の目標に乖離^{かい}があって、そのことが先生をいら立たせていることがしばしば起こるのは、特に中学校の部活動だらうと思うのです。中学校の部活動は体を鍛えたい。ただそれだけの人もいれば、いや、私は有名に

というか、とにかく試合で勝って、活躍して、そういう生徒もいるのだらうと思うのです。非常に多様な中で中学校の部活動はあると思うのです。ここが私は一番難しい対応を先生方は強いられるのだらうと思うのです。部活動指導の在り方検討委員会について、そういう点を少し意識しながら、先生がそこをどう考えるのかということをし少し突っ込んで検討していただくことをお願いいたしたいと思います。

【人事部長】 分かりました。ありがとうございます。

御答弁漏れの先ほどのプールサイドのやけどの件ですが、中学2年生でございました。

【内館委員】 もう一つ質問をいいですか。今これをずっと読んでみても、もしかして教師側や外部の指導者側が、このようなことに対して、全て私が悪かったと反省、納得しているのか。向こう側としては、いや、これはやらざるを得なかったという言い分があるのか。これを見ていると、生徒が言うことを聞かなくて、何度注意しても出て行ってとか^{うんぬん}云々というのがあります。体罰をした側の言い分でここで語っておきたいということはありませんか。

【人事部長】 確信犯的な体罰を起こした方は、それが体罰というのであれば、やりましたと。多くがそういう納得の仕方です。

【内館委員】 体罰に関する認識ですね。

【人事部長】 はい、そうです。だから、ここで改めていただければ有り難いと思います。

【内館委員】 それは聞いていて、納得のできるものではなかったということですね。

【人事部長】 当初は、本人はこれは体罰と思っていないなどのやり取りがあったように聞いております。現時点では納得はしておるということです。

【乙武委員】 もう一つだけよろしいでしょうか。私は3年間、小学校で教員を務めてきた中で、私も含めて、小学校では体罰はほとんど見かけないのです。ただ、ほかの先生方を見ていても、時に声を荒らげてしまう、あっ、感情的になっていっちゃると見受けられる場面は幾つかあって、そういうときに、割と共通する傾向として、発達障害若しくはその可能性のあるお子さんに対する対応の最中に、やはり感情

的になってしまう場面がかなり数多く見受けられたのです。

私も彼らと接していて感じるのは、大人であっても、少しカチンときてしまうような態度があったり、先ほどの理由のところにもあったように、何度言っても通じなかったりということは、そうした傾向のお子さんに対してはかなり強いのです。そういう対応・指導をしているときに、教師側も感情的になってしまうのだということを私もすごく目の当たりにしてきました。

ですから、データとしては多分取られてはないと思うのですが、体罰を振るわれたお子さんの中で、発達障害若しくはその傾向のあるお子さんがどれぐらいの割合いらっしゃるのかということによっては、もしかしたら、先ほど内館委員や木村委員長からも御指摘のあった、従来の研修だけではうまくいかないかもしれないという中で、発達障害に対する対応・指導の研修をすることで、彼らに対する理解、配慮が生まれ、体罰が減る可能性もなくはないのかということを少し感じました。

【委員長】 大学でよく起きるのは留学生に対する問題です。今の乙武委員の御指摘のものとは少し違いますが、ある意味では似たところがある。日本人の学生と、どちらかという、弱い留学生という立場で、かなり悪質ないじめが起きる。例えば、徹夜で実験装置をセットアップして帰った。朝来たら、全部パイプが入れ替えてあったとか、そういうケースがたくさんあります。そういうことをやる日本人の学生は、精神科のお医者さんに連れていかなければ絶対駄目です。そういうケースがたくさんありますので、そういう意味から、先ほど少し別の面で考えていった方がいいのではないかという発言をいたしました。

活発な議論をしていただきましたので、時間がかなり過ぎてしまいました。いずれにしても、これは今後本腰を入れてかかっているかなければいけない問題ですので、一つよろしくをお願いします。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承りました。

(2) 平成25年度教育庁主要施策について

【委員長】 報告事項（２）平成２５年度教育庁主要施策について、説明を、教育政策担当部長、よろしく申し上げます。

【教育政策担当部長】 それでは、報告資料（２）平成２５年度教育庁主要施策について御説明申し上げます。

まず「１ 主要施策に関わる基本的な考え方」でございますが、去る４月１１日に御承認いただきました「東京都教育ビジョン（第３次）」の「１０の取組の方向」に基づき、今年度重点的に取り組む施策を主要施策としてまとめるものでございます。例年ですと、２月頃に予算とともにまとめるわけでございますが、今回はビジョンの策定がございましたので、この時期に策定をするものでございます。

２の主要施策を決定・公表する意義でございます。

（１）でございますが、「東京都教育ビジョン（第３次）」自体は平成２５年度からの５か年間の計画でございますので、そのうちの平成２５年度に当たる部分につきまして、各区市町村の教育委員会や学校に周知を図り、教育振興に資するものでございます。

また、（２）都民等への周知という観点で、ホームページ等を使い、周知を図っていくものでございます。

さらに、（３）でございますが、その下の参考に掲げてございます「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で、各教育委員会は、その年度の点検評価を行わなければならないということでございますので、点検・評価は外部の有識者の方にもお願いしてございます。この報告書の作成のときに、この体系で行っていきたいと考えております。

右の「２ 「東京都教育ビジョン（第３次）」と主要施策の関連」でございます。この表の一番左でございますが、東京都教育委員会の教育目標、平成１９年４月に改定いたしました東京都教育委員会の基本方針がございまして、この下に四つ掲げてございます。「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成等の４項目を受けまして、今回、「東京都教育ビジョン（第３次）」を策定いたしました。

次に、教育ビジョンの五つの視点でございます。子供一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める以下五つの視点、１０の取組の方向

を示しています。下の1から10まで、学びの基礎を徹底するなどうたってございます。その右側でございますが、今回、太枠で掲げてございます平成25年度教育庁主要施策、更に細かく予算額も含めました教育庁主要事務事業、東京都教育ビジョン（第3次）の三つを、今年度の教育委員会の概要にしていきたいと考えております。

「4 平成25年度教育庁主要施策（要旨）」につきましては後ほど御説明いたします。

「5 今後の予定」でございますが、本日御報告させていただき、各学校、教育委員会に通知をするとともに、ホームページに掲載をする予定でございます。

このほか、冊子といたしまして配布をするとともに、9月には東京都議会文教委員会での事務事業質疑に資料として使用していきたいと考えてございます。

それでは、1枚おめくりいただき、別紙を御覧いただきたいと存じます。A3判の資料でございます。

各表の一番左に柱とございます。知、徳、体、学校、家庭、地域・社会というビジョンの取組の大きな方向性と、その右側でございますが、「1 学びの基礎を徹底する」から10までございます。その右側に平成25年度教育庁主要施策（要旨）を掲げてございます。

「1 学びの基礎を徹底する」でございますが、新しい事業といたしましては、「学力向上パートナーシップ事業」、「東京ベーシック・ドリル事業」がございませう。その下の「学力向上推進プラン」、「都立高校学力スタンダード」は引き続き実施をしております。

その下、「2 個々の能力を最大限に伸ばす」では、活字に親しむ学校づくりは引き続き推進いたしますとともに、今年度、「高校生書評合戦首都大会2013」、「都立高校生 言葉の祭典」の開催がございませう。また、2番目の丸について、引き続き理数教育の振興を進めてまいります。その下でございますが、「小学校外国語活動教育アドバイザー」のほか、都立高校におきまして「東京都英語教育戦略会議（仮称）」ということで英語教育を進めてまいります。その下でございますが、そのほか、「江戸から東京へ」、高校生の留学でございませう「次世代リーダー育成道場」、その下は都立国際高校におきませう国際バカロレア、最後でございますが、都立小中高一貫教育

校の設置に向けての準備を進めるとしてございます。

「3 豊かな人間性を培い、規範意識を高める」でございますが、人権尊重の理念を広く定着させるとともに、その下、東京都独自の「道徳・奉仕（仮称）」の授業の取組を進めてまいります。

「4 社会の変化に対応できる力を高める」では、学校非公式サイト等の監視を行うとともに情報モラル・リテラシーに関わる教育の推進、そして、キャリア教育、中途退学の未然防止等の取組を進めてまいります。

「5 体を鍛える」におきましては、引き続き「総合的な子供の基礎体力向上方策」で、今年度は第2次推進計画を着実に推進してまいります。その下の丸でございますが、平成26年度全国高等学校総合体育大会の開催に向けての準備を進めてまいります。

「6 健康・安全に生活する力を培う」でございますが、引き続き全都立高校におきます宿泊防災訓練の更なる充実を図ってまいります。

右の上でございます。学校におきましては、「7 教員の資質・能力を高める」におきましては、採用前の研修、管理職候補者育成のための「学校リーダー育成プログラム」、その次の指導教諭の活用と拡充、教育研究員事業の推進、教員を海外に派遣する研修の充実を進めてまいります。その下、先ほど御報告申し上げました体罰については、体罰調査委員会において事実関係の解明を進めてまいります。その下の丸でございますが、「副校長ベーシックプログラム」を引き続き実施するとともに、メンタルヘルス事業として、特に休職者の復職に向けた支援を行ってまいります。

「8 質の高い教育環境を整える」でございますが、都立高校改革推進計画の中の専門高校におきましては、先般御説明申し上げました「都立専門高校技能スタンダード」事業の推進等を図ってまいります。そのほか、特別支援教室モデル事業、3番目でスクールカウンセラーの全校配置、下から2番目でございますが、都立高校におきます業務改善、組織マネジメント、教科主任の設置等を図ってまいります。また、非構造部材等の耐震化の推進、校庭の芝生化を引き続き進めてまいります。

「9 家庭の教育力向上を図る」でございますが、乳幼児期からの教育の重要性を保護者に広く伝えるとともに、その下の「家庭と子供の支援員」の事業を更に進めて

まいります。

最後の枠でございますが、「10 地域・社会の教育力の向上を図る」では、「学校支援ボランティア推進協議会」、「放課後子供教室」でございます。

このような30の事業を取りまとめまして、今後、教育施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの件に関しまして、何か御質問、御意見はございますか。

この件については、懇談も含めて何度も議論してきたことでもありますので、よろしゅうございますね。

【竹花委員】 30の施策は、それぞれ今年度予算でもう予算上の裏付けがあるものばかりですか。

【教育政策担当部長】 基本的にはそうでございます。

【竹花委員】 分かりました。

【委員長】 分かりました。大事なことですね。また来年になって新しい予算についての提案をするかもしれませんので、よろしくお願いたします。

よろしいですか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件については報告として承りました。

(3) 平成25年度東京都立高等学校入学者選抜における「推薦に基づく選抜」の実施状況について

【委員長】 報告事項(3)平成25年度東京都立高等学校入学者選抜における「推薦に基づく選抜」の実施状況について、説明を、都立学校教育部長、よろしくお願いたします。

【都立学校教育部長】 報告資料(3)平成25年度東京都立高等学校入学者選抜における「推薦に基づく選抜」の実施状況についてを御覧いただきたいと思います。

都立高校の推薦選抜につきましては、学力検査による選抜との違いが出ていないな

どの課題がございまして、昨年、今後の基本的な考え方を教育委員会にて決定いただき、その考え方に基づいて、今春、平成25年度の推薦選抜を実施いたしました。その実施状況について、調査の結果がまとまりましたので、御報告するものでございます。

まず、資料左上段ですけれども、従前の推薦選抜の課題として、総じて言いますと、調査書点の高い生徒を選抜しており、学力検査に基づく選抜と大差がない。早期に確保している実態があるということでございました。

そこで、昨年決定いただいた推薦選抜の基本的な考え方、基礎的な学力を前提に、思考力、判断力、表現力等の課題を解決するための力や、自分の考えを相手に的確に伝えるとともに、相手の考えを的確に捉え、人間関係を構築するためのコミュニケーション能力など、これからの社会にあつて、生徒たちに必要となる力を評価し、選抜する。このような選抜にこの推薦選抜を明確に位置付けていこうということでございます。

具体的には、右上ですが、集団討論を原則として全校で実施する。また、小論文・作文、実技検査のいずれかを全校で実施する。合格者を決定するに当たって、総合成績に占める調査書点の割合、以前70パーセントぐらいの学校が多かったのですが、これを上限50パーセントに引き下げる。選抜の透明性を高めるために、評価の観点を事前公表する。実際に検査の結果、得点分布はどうなっていたのかを事後に公表する。募集定員に占める推薦選抜の対象人員率を見直す。以上、5点の見直しを行いました。

今回、推薦選抜を行いました全ての都立高校の校長、中学校につきましては、進路対策委員会を構成している52校の代表の校長先生、実際に推薦選抜を受検した生徒約3,000人を抽出いたしまして、アンケートを行いました。その結果に基づくものでございます。

まず「1 集団討論の実施状況」ですが、表がございまして、1グループ6人に対して30分から40分ぐらいかけて行っています。

集団討論の進行役ですが、教員が務めた学校が多かったという結果です。

集団討論のテーマは、学校ごとそれぞれということで、ここに幾つか例示を挙げま

したけれども、中には、資料を与えて、まず分析させた上で討論を行わせるような形を取った学校もございました。下の二つはそのような例でございます。

成果について、中学校、高校がどのように捉えているかということですが、中学校では、集団討論に向けまして、その準備を多くの中学校で事前に行っております。そうしたことから、自分の考えをまとめて人に伝えることに意識を向けたり、話し合い活動やコミュニケーションに関する関心が高まった。あるいは、生徒の社会への関心が高まったなどの意見を頂いております。高校からは、学力検査では測りにくいコミュニケーション能力やリーダーシップ、判断力等を評価することができたなどの意見が出ております。

課題としては、中学校からは、学校によつてですけれども、集団討論のテーマが抽象的で分かりにくかった、意見を言うだけでなかなか議論を深めていくことが難しいテーマの学校があった。先ほど集団討論の進行役を教員が務める学校が多かったと申し上げましたけれども、実際は生徒間の討論というよりも、教員と生徒との集団での面接に近い形になってしまった学校も一部あったという報告が来ております。高校からは、今回の選抜で求める生徒を実際に選抜できたのかどうかについて、今後検証する必要がある。評価を行う教員の能力を高めていく必要があるという意見が出ておりました。

2枚目を御覧いただきたいと思います。

「2 小論文・作文、実技検査の実施状況」でございます。作文を実施した学校が多数を占めております。

小論文・作文のテーマは、こちらに幾つか例を記載したとおり、これも学校で様々ございました。

実技検査については、主に専門高校で行っております。ここに二つ例を書いてありますが、例えば、立体を組み立てるは工業高校の例、鉛筆を用いた素描は芸術系コースの学校でございます。

成果としては、中学校からは、中学校においてこれまで言語活動を重視した指導をしてきた。そこで生徒の表現力等を伸ばし、それが入試で成果として発揮することができたという評価。高校からは、書くことにより、受検者の思考力等を見ることがで

きたという点です。

課題としては、中学校から、適切なテーマ設定を望むという意見が、高校からも、テーマによっては、差や違いを見ることがなかなか難しいという学校が幾つかございました。

次に調査書点の割合についてですが、上限50パーセントとしたところ、50パーセントになっている学校が多数を占めてございます。

成果ですが、中学校から、高校からも同じですけれども、調査書以外の要素が合否に影響するようになり、学力検査による選抜との違いが出てきたという報告がございました。

課題としては、中学校から、日常の学習活動において、表現力やコミュニケーション能力の育成を図っていく必要がある。高校からは、先ほどと同じですが、入学した生徒に対する追跡調査を行い、選抜を改善した効果について検証する必要がある。また、思考力や表現力が高い生徒を高校が受け入れたわけで、彼らの力を高校の教育活動の中でどうやって高めていくかが今後の課題だという報告が上がっております。

3枚目を御覧いただきたいと思います。

「4 評価の観点の事前公表及び各検査の得点分布の公表」でございます。その結果、多くの学校は、右にグラフがございしますが、上位から下位まで得点が分布し、それぞれの検査が選抜の資料として機能するようになったと考えております。ただ、特に小論文・作文ですが、特定の点数に偏っている学校が一部まだ見られておりました、改善の必要があると考えております。

「5 推薦対象人員枠の見直し」ですが、普通科20パーセント、その他の学科については原則30パーセントといたしました。その結果、右に表がございします。推薦選抜の募集人員は今回9,173人で、例年1万人を少し上回っていたのですが、1割程度それを絞りました。その結果、倍率は3.21倍とやや上昇しております。なお、推薦選抜の募集人員は、従前、都立高校全体の定員の26パーセントぐらいでしたが、今回の見直しによって22パーセントに低下しております。

最後に、推薦選抜を受検した生徒自身、どのように捉えているかでございます。

まず、推薦入試に向けた事前の準備でどのような力を身に付けることができました

かという質問に対しては、イの自分の考えや意見をまとめる力、ウの自分の考えを表現する力を身に付けることができた多くの生徒が答えております。

②の自分の力を発揮することができましたかという質問に対しては、倍率が3倍です。むしろ不合格になった生徒の方が多いわけですが、不合格になった生徒も含めて6割ぐらいの生徒が肯定的な評価をしております。

最後ですが、推薦入試に向けた事前の準備で身に付けた力はこれからの高校生活や社会で役立てることができると思いますかという質問に対しては、9割を超えた生徒が前向きに答えております。

今後の取組ですが、今回の推薦選抜の趣旨について一層の徹底を図っていきたいと思います。先ほど申しあげました集団討論や作文等のテーマ設定、集団討論の進め方について、一部の学校でももう少し改善する必要があると考えておりますので、その指導を行ってまいります。そして、高校からの意見にもありましたが、実際に推薦選抜で入った生徒が高校入学後どうなのかについては、東京都教育委員会としても追跡調査を行っていきたいと考えております。

報告は以上でございます。本日、また御意見を頂戴いたしまして、平成26年度の推薦選抜の実施方針につきまして、6月の教育委員会定例会にまた付議をさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

【竹花委員】 大きな制度の変更がスムーズに移行できたことについては非常に良かったと思いますし、また、今回の抜本的な推薦に基づく選抜のやり方の変更がよい影響を与えていることが随所に感じられまして、まず私ども東京都教育委員会で考えた方向で進みつつあるのではないかと感じます。関係の事務方、また、学校現場の皆さん方に敬意を表したいと存じます。

その上でですけれども、やはり集団討論の在り方、小論文の評価の在り方等について、更にブラッシュアップすることが必要だと感じます。ちなみに教えてほしいのですけれども、進学指導重点校が7校ありますね。これの集団討論のテーマはどんなテ

一マだったのですか。

【都立学校教育部長】 学校によってですが、例えば、資料1枚目、左下の集団討論の例の3つ目、内閣府「国民生活に関する世論調査」のデータを示しまして、まず自分で分析してください。それに基づいて、では、グループで討論してくださいと。これは進学指導重点校の事例でございました。

【竹花委員】 分析してくださいという時間はどれぐらい与えているのですか。

【都立学校教育部長】 初めに5分程度自分で。

【竹花委員】 5分程度見させて、それも含めた時間が上の30分以上40分未満というところですか。

【都立学校教育部長】 はい、含めてです。

【竹花委員】 そうすると、6人とか7人で議論しますと、平均してそれぞれどれぐらいの回数の発言をしているのですか。

【都立学校教育部長】 私も直接聞きましたけれども、回数自体は、一人一人の生徒が二、三回は少なくとも発言していると思います。

【竹花委員】 なるほど。教員が主導して、やはり評価しなければいけないから、何もしゃべらない子供がいるわけにいかないだろうということもあるのかもしれませんがね。できたら教員が主導するのではなくて、受検者でうまく議論が回っていくような形が望ましいと思うのです。そうしたやり方についても、時々見て、これはいいやり方ではないかということ各高等学校にどんどん紹介していただいて、やる方の側の実力アップをうまく図っていただければと思います。よろしく願いをいたします。

それから、これから恐らくいろいろな検証も行われ、現場からの意見も更に出てくるだろうと思うのです。非常に極端な言い方かもしれませんが、中学校の調査書点が5割、それ以外のもので見る能力が5割であるのは、ある意味で日本の将来の子供たちを社会人に育てていく上で、優れた成果だと思えるのです。今の法律上、学力検査を原則として、推薦選抜を例外としているやり方が高校入試の制度として本当にいいのかどうかということについても、少し考え直してみるべき時期に来ているのかもしれないと思います。これは大学でも一部そういう動きが生じているのだと思う

のです。

少なくとも私の従来の議論は、学力中心なら学力検査一発でやるべきだと。その方が公平だし、手数もかからないという意味で当初始まった議論ではあるのですが、こういう形で実際に行ってみて、スムーズに生徒の能力を評価できることが実証されてきますと、高校入学の入学者選抜の原則と例外が場合によっては入れ替わる可能性がある。こちらが中心になって、これで受からない人を学力検査で拾ってやることになってもいいのではないかと。今、都立学校教育部長がおっしゃったように、こうした集団討論のやり方ですとか評価ですとか、そうしたものがしっかりしてくることが前提ではあるのですが、そうしたことも視野に入れながら、今回の結果についてしっかり検討して、来年以降のやり方についても少し議論をしていただければと思います。

したがって、私の意見としては、今年は入学者選抜の20パーセントにとどめたことが果たしてそれでいいのかどうか。今の点から言えば、もう少し多くてもいいということもあり得べしということも含めて、来年度以降の推薦選抜の在り方について議論してほしいと思います。よろしく申し上げます。

【乙武委員】 資料の2枚目、下の調査書点の割合についての真ん中の課題、中学校から上がっている課題がすごく興味深い点だと思いました。日常の学習活動において表現力やコミュニケーション能力の育成を図る必要がある。また、思考力、判断力、表現力を育てる学習指導の工夫が必要である。これは裏返せば、今まで余り指導の中で意識してこなかったということだと思うのです。でも、私はこのような能力こそがまさに今社会に出る人材に問われている能力だと思いますし、また、いじめなどを減らしていくためにも、こうした能力が問われているのではないかと思います。ですから、私はこうした入学者選抜の変更は高く評価しております。

今後の課題として、そうした形で入学した生徒たちの追跡調査、彼らがどのようになじめているのかということが大事になってくるとは思うのですが、当然まだ割合として、学力又は調査点を重視されて入ってきた子供たちが大多数の中で、こうした能力を問われて入ってきた子供たちが少数なわけですから、どちらがいい悪いではなく、やはり少数派が苦勞することは間違いないと思うのです。だから、このやり

方は間違っているのではないかという結論にならないように、私もそこは竹花委員と同じ意見で、もう少しこのような能力を問われて入ってくる生徒の割合を増やして、世の中の的にこういう能力が今必要とされているのだよ、その変化によって、中学校で学習する場面でも、こうした力を身に付けていくことが必要なのだよという社会的な変化を促していくという意味で、とても重要な視点ではないかと思います。私は賛成の意を示したいと思います。

【竹花委員】 乙武委員がおっしゃった中学校側の課題が私を一番喜ばせた今回の成果です。ずっと学校現場からもそういう声が上がっているのです。でも、そこでまるといふ先生はまた多いのだろうと思うのです。東京都教育委員会として中学校の教育に求めるものがあるわけですが、そういうものをしっかりと示していく上では、推薦選抜ばかりではなくて、入学者選抜をどうしていくのかということが大きなことだと思います。そういう点でも、乙武委員はこの議論には参加をしておられなかったのですけれども、雑感で恐縮ですが、非常にいい点を見抜いていただいて、私としても非常に有り難いと思います。

【山口委員】 私も議論に参加していなかったのですが、どのような議論があったのか、少し分からないところでピントの外れたことを申し上げるかもしれないのですが、この選抜によって採った生徒たちを追跡調査していく。これはある意味非常に難しいと思うのです。追跡調査した結果、何をもちよしとし、どう評価するのかというところの視点が非常に大事になってくるし、どこまで追跡調査をする必要があるのか。また、一般的な受検をしてきた子と学力ですね。入ってきたときに、もしかしたら多少の差があったかもしれないけれども、それを学校側がどう伸ばしたのか。その子たちが入ったことで、ほかの生徒にもいい影響を得られたというのも含めて、どのように追跡調査をし、評価していくのかというところが、そしてどこまで、大学進学、その先の就職にまで踏み込んで、実際に社会に出るところが非常に重要だと思うのです。そのようところがどのように評価されるのかというのが少し興味があるので、もし今の時点でわかっているところがあれば教えていただきたいのです。

【都立学校教育部長】 非常に難しい問題だと思っています。単純にここで測った思考力ですとかコミュニケーション能力と、高校に入ってから、例えば5教科の点数

と相関を見るだけでは不十分だと思っています。ただ一方、高校に入りますと、現実問題として、次は大学入試が頭に入ってまいります。今、日本の大学入試で問われる力は、先ほどお話がありましたけれども、大学入試の見直しも今始まりつつありますが、現時点では教科の知識、理解を中心とした力を見ているのが現実であります。ですから、ここはそういう社会全体の、あるいは大学入試の見直しの動向もにらみながら、何とかここで今回見た、多くの方が社会に出て必要だと考えている思考力とか表現力をどうやって伸ばしていくのか。それが生徒の進路の実現とうまく整合性が取れるような形を考えております。そのために、山口委員が今おっしゃいましたどういう検証がいいのか。難しいテーマですが、これから研究していきたいと思っています。

【山口委員】 つまり、どうやって選抜したかという透明性にも関わってくると思うのですけれども、採った側は、採ったことをきちんと検証しないと、整合性は図れないと思うのです。ですから、そういったところで、どういう検証がいいかはこれからの議論だと思うのですけれども、その辺りは選抜試験と併せて非常に大きな課題なのかというのを感じました。

【竹花委員】 山口委員の言われていることは教育の本質に関わる話で、我々がいろいろな教育施策を講じたことが、果たしてどうだったのかということを検証するにしても、検証する視点が、一番大きいのは、本当にそれが立派な社会人として育てる上で、どの程度役に立ったのかということが科学的、合理的に説明できれば一番いいわけです。そういう視点で説明することが非常に難しいのが教育の難しさだと思うのです。

したがって、例えば前の推薦選抜制度について議論をするときにも、検証結果はこの教育委員会にしばしば示された。教育委員会に示された検証結果は、これまでの推薦選抜制度は非常によく機能しているという検証結果として出てくるわけです。しかし、それはアバウトなもので、突き詰めれば、さほど大きな説得力のあるものではなかったと私は思っているのです。今、都立学校教育部長はそこもよく考えているということは感じたのですけれども、余り精密な検証は、求めても多分得られないのではないかと。むしろ私の気持ちとしては、こういう制度が何年か経ていくことによって、今度は受け止める大学の側でも、おい、東京都の高校はこういうものを作ってきてい

るよと。そういうのを受け入れられるような仕掛けをもう一つ作ってみようかと、大学入試の側が変わってくることの呼び水というものにもしていきたい思いもあります。今の大学入試制度はいいとは誰も思っていないのに、でも、公平性という観点から、どこかでそこに頼らざるを得ないところに、どこか穴を開けられるようなことにもなればと思うのです。

ですから、検証するのはいいのですけれども、余り手をかけて検証するのではなくて、むしろこういう生徒たちがちゃんと伸びていっているかどうかを、実際に先生たちが感じていることを蓄積していくことがすごく大きなことではないかと思います。しかし、そこら辺はあなたたち専門家の側でよく検討していただいて、この制度が本当にいいものかどうかをよく確認できて、部外の人たちも説得できれば、これはもっと広げていくことも可能だと思うし、さっきも言ったように、実は高校入試の大きな変更が法律的にもあり得るといふ世界にも導けるといふ思います。そういう視点を持って検証して行ってほしいと思います。よろしくお願いします。

【山口委員】 1点だけいいですか。本当に言われたとおりで、学力だけが全てではないと私も思っているのですが、先生方が採った生徒たちがどのように変わっていったとか、この子たちがどう学校に影響を与えたとか、感覚的なものでも積み重ねていけば、大きなデータになっていくと思うのです。それは先生方の感覚、長年の経験値から、こういう生徒がどうというのはすごく高い評価につながると思いますので、そういうものを積み重ねていくことが大事なのかと思うのと、もう1点だけ。

推薦の選抜は比較的早い段階で、また違う目標設定で行われるので、推薦の合格が決まった後のこの子たちの課題設定ですとか、入学してくるまでのところも是非高校側に、一般の受検する子たちはぎりぎりまで本当に頑張るのですけれども、比較的早い段階で、余裕を持って進学を決められた子たちが、その時間を生かせるような何かも必要ではないかと感じます。

【委員長】 私はこの問題についてずっと昔から考えていて、高校入試は別として、日本の大学入試というものについてもものすごく疑問を持っています。ほかの国を見ても、こういういわゆるペーパーテスト、知識の量だけを問うている国は余りありません。中国、韓国、シンガポール辺りはそうかという気もしますが、最近、そうい

う国も入試の方法を変える努力をしています。

日本の社会は多様性の少ない社会です。一つの例として、優れた技術を次々と生み出しているにもかかわらず、これが全然生きてこない。それは一つの集団に同じような人しか集まっていないからだと思います。とんでもない発想をする人がいないのです。会社の名前を出して恐縮ですけれども、富士通というところにかつて池田さんというとんでもない人がいたのですが、入社はしたのですが、会社へ全然出てこない。当然首になるはずですが、この人はむちゃくちゃにできる人で、家で猛烈な仕事をしていたのです。そんな池田さんの仕事が今日の日本の大型計算機の基を作り上げた。そういう人を抱えた富士通という会社の懐の深さが、今を支えていると言っていい。この例でも分かるように多様性ということから言うと、今のような試験をやっていたのでは、なかなか日本の社会は池田さんのような人を作れない。米国の社会の急激な変わり方を見ていると、その辺が決定的に違うという気がします。

それから、評価の問題です。竹花委員も山口委員もおっしゃったように、これは非常に難しい。というのは、例えば大学で面接だけで入れたところもあるのですが、その後の伸びを判断するのに、その大学における成績の上下で見るということをやっている。そういう趣旨で面接だけで採ったはずではないので、そのところについては先生方は相当考えていかなければいけない。先生方だけでは解決できる問題ではないので、それこそオールジャパンで考えていかなければいけないことですね。

もう一つ、最近高等教育の分野で出てきた動きとして、ラーニング・アウトカムということがいわれ始めた。これは、付加価値と言えないこともないのですが、大学へ入ってきて4年間勉強する。卒業する時に入学時に比べてどのくらい幅が広がっているかということのを何とか計測できないかと世界中で研究がなされています。エンジニアリングが一番やりやすいだろうということで、東工大とメルボルン大学、その他で共同して膨大な量の問題を作って試行的に実験をやっています。ものすごい大きな問題を考えている。ただ数式を解くとかそんなのではなくて、ある大きな課題を与えられて、それをどのように生産物に結び付けていくか。このような問題を作っています。このような大きな問題で良い物ができれば、学力試験で入った人もそうでない人も、同じように評価ができるような時代が来るのではないかと期待しています。10年

ぐらいはかかるでしょう。評価を従来の軸でやってしまったら、これは全然意味がない。

それから、私も竹花委員と同じように、私が予想していた以上に、今回非常にうまくやっていただいたと思います。面接の方法等について、打合せの時に直原都立学校教育部長には申し上げたのですが、グッドプラクティスを集めることが重要です。これはいい面接の仕方だ、やり方だというのがあったら、それを集めていって、それを各学校に周知する。それを採用するかはどうかはその学校の自由ですけれども、是非それもやっていただきたい。いつも申し上げているように、日本は情報を取るのが下手な国ですから、こちらから積極的に情報を出していかなければいけないと思います。よろしくお願いします。

よろしゅうございましょうか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件については報告として承りました。

(4) 平成24年度卒業式及び平成25年度入学式の実施状況について

【委員長】 報告事項(4)平成24年度卒業式及び平成25年度入学式の実施状況について、説明を、指導部長、よろしくお願いします。

【指導部長】 報告資料(4)平成24年度卒業式及び平成25年度入学式の実施状況についてでございますが、毎年この時期に報告させていただいております。

平成24年度卒業式ですが、1の国旗掲揚、2の国歌斉唱、3の卒業証書授与ともに、都内公立学校全校で適正に実施されました。なお、教職員の状況といたしまして、国歌斉唱時に不起立だった教員は、高等学校5校5名、特別支援学校で1校1名いました。

平成25年度入学式でございますが、1の国旗掲揚、2の国歌斉唱ともに全校で適正に実施されました。国歌斉唱時に不起立だった教員は、高等学校1校2名、特別支援学校1校1名ございました。なお、生徒に不起立を促すなどの不適切な指導はございませんでした。

お手元の資料2ページ以降に詳細をまとめてございます。

簡単ですが、説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件については報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

6月13日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員長協議会平成25年度第1回(臨時)理事会

6月3日(月) 午後3時30分

アジュール竹芝

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程でございます。次回定例会は6月13日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催いたします。

また、全国都道府県教育委員長協議会平成25年度第1回(臨時)理事会を6月3日月曜日、午後3時30分からアジュール竹芝で開催されます。

以上でございます。

【委員長】 日程はよろしゅうございますか。そのほかに何かございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前11時58分)